

## 任意の取引ルールについて

令和2年度（第1回）の本協議会において、報告しておりました「任意の取引ルール」の「直荷引き」、「第三者販売」について、当該行為を行う場合は、以下に示す制限の中で、卸売業者、仲卸業者に実施いただくことで徹底を図っていきます。（制限の内容は従前と同様）

### 1 仲卸業者の直荷引き

- (1) 直荷引きが認められるのは、「卸売業者に確認または協議」を行なった上で、以下の場合に限りです。
- ①卸売業者が卸売をしないものである場合
  - ②卸売業者の卸売のみでは、買受け量が制限される場合
  - ③卸売業者が卸売する価格では、買受けが制限される場合
- (2) 市は、仲卸業者から提出される報告書により直荷引きの状況を確認します。

### 2 卸売業者の第三者販売

- (1) 第三者販売が認められるのは、以下の場合に限りです。
- ①通常の卸売では残品が発生し、他の市場で著しく品が不足する場合
  - ②他市場との集荷の共同化の定めなどにより、品が不足した市場へ転送する場合
  - ③新商品の開発のために必要な品を確保する場合
- (2) 市は、卸売業者から提出される報告書により第三者販売の状況を確認します。

### 3 公正な取引の確保

これらのルールに違反する行為が認められた場合には、市は違反者に対して条例に基づいた対応を行います。

直荷引き：仲卸業者が卸売業者以外から商品を仕入れること

第三者販売：卸売業者が仲卸業者または売買参加者以外へ商品を販売すること